

木下駅前にぎわい広場活用事業実施業務委託仕様書

1. 件 名

木下駅前にぎわい広場活用事業実施業務委託

2. 目 的

本事業は、木下駅前にぎわい広場を活用したイベントを開催することで、地域活性化と多世代交流の創出を図ることを目的とする。地域・行政・受託者が連携する共創型の新しい秋祭りを設計し、誰もが参加しやすい「新たな秋の風物詩」となることを目指しながら、市内外に対して印西市の魅力強く印象付けるような内容とする。

なお、地元の伝統行事である「竹袋稻荷神社祭礼」が同日開催していることから、相乗効果を生み出すような配慮を行うこと。

3. 会場

木下駅前にぎわい広場（千葉県印西市木下1555）

4. 委託期間

契約締結日の翌日 ～ 令和8年11月30日（月）

5. イベント開催日時

令和8年10月11日（日）13:30～19:30（花火打上は19:15～19:30の予定）

※雨天決行、荒天中止、予備日なし

なお、10月10日（土）の前日設営と10月12日（月）の翌日撤去も可とする。

6. 業務内容

委託する業務は以下の通りとする。

(1) イベント全体の企画

本事業については地域活性化を目的の一つとしていることから、出店者などのイベント参加者には市内事業者を優先的に採用すること。

イベント運営体制を整えたうえで仕様に基づいたイベントを企画し、会場レイアウト【別紙、にぎわい広場図面参照】、タイムスケジュール、運営マニュアル等を作成すること。なお、イベントには以下に列記する要素を必ず盛り込むこととする。

- ① 模擬店や子ども向け遊戯露店、キッチンカーなどが一体となり、会場ににぎわいを創出するような配置計画、効果的な出店者の募集方法などについて企画立案すること。なお、出店者の募集については市も広報いんざいや公式X、LINE等のSNSで広報活動を行うものとする。
- ② 小さな子どもが楽しめる魅力的な遊び場について企画提案すること。提案にあたっては、例としてふわふわドーム（エア遊具、幅5.5～6m以上×奥行6～7m以上）

のようなアイキャッチとなる遊具の設置を想定するが、これに限らず、効果的な内容を提案すること。

- ③ 令和9年3月から始まる「空・水・空（そら・みず・くう）芸術祭」への機運を高めるため、現代アート・芸術祭情報発信ブースを設置すること。なお、本ブースの展示内容については、市が調整を行うため、受託者の費用負担はブース設置費用のみを想定している。
- ④ 本事業の趣旨に賛同する企業や団体、個人等からの協賛金を募集する計画（獲得手法、協賛メリット等）を提案すること。獲得した協賛金は、市の承認を経てイベント内容を拡充するための経費に充てるものとする。
- ⑤ 税込総額 200 万円を下限とし、フィナーレを飾るにふさわしい感動的な花火の演出を企画・実行すること。なお、花火打上は市内地元業者を使用すること。また、一定額以上の協賛金に対する特典として特別席を会場内に最低 15 テーブル（1 テーブルあたり椅子 4 脚）設置すること。

(2) ステージ関連業務

- ① ステージの進行を務める司会者の手配。
- ② 芝生の上に 7.2m×9m の赤絨毯を敷き、ステージとすること。
- ③ ステージ周辺の音響設備の手配、操作、搬入出。音響設備についてはメイン及びモニタースピーカー各 2 台以上、とワイヤレスマイク 6 本以上、ポータブル電源を想定している。

なお、ステージについては、市が出演者の募集やプログラムの調整等を行う予定であることから、受託者は（ア）（イ）（ウ）以外の費用負担は見込まないものとする。

(3) ブース関連業務

- ① ブースに係る企画立案、当日の運営管理。
- ② 出店者への事前説明、連絡調整、搬入出の誘導。
- ③ ブース設営、必要備品等の手配、搬入出。なお、出店規模は模擬店 30 店舗、子ども向け遊戯露店 5 店舗、芸術祭関連 5 ブース、キッチンカー 10 台、印西警察署ブース、印西消防署ブース、本部テント、音響テント、救護テント、幼児用テント（おむつ替え用）、着ぐるみ用テントを想定しているが、企画内容に応じて最適な店舗数・配置を提案すること。また、模擬店、子ども向け遊戯露店、キッチンカーの出店料については受託者の収入とし、イベント内容拡充の経費に充てること。警察署ブース及び消防署ブースについては、【別紙：R7 印祭サマーフェス会場レイアウト図】を参考に同じ配置とすること。

(4) 会場管理業務

- ① 企画提案内容に基づき、会場設営・運営に必要な全ての備品・資材の手配、搬入、設営、撤去を行うこと。
- ② ごみ箱及びコンテナの設置、管理、回収、処分を行うこと。なお、コンテナは積載

容量 2t 以上のものを 2 か所に設置するものとする。

- ③ 会場及び駐車場に警備員を合計 15 名以上配置し、会場管理や、車両の誘導等を行うこと。配置時間は 12 時から 21 時とする。
- ④ その他必要資材等一切のものは受託者が手配・管理すること。
- ⑤ 仮設トイレの設置、汲み取り、撤去を行うこと。仮設トイレは洋式便座付きを最低 4 台と手洗いユニットを最低 1 台とする。

(5) 救護・安全対策等業務

- ① 救護体制の構築及び統轄を行うこと。
- ② 総合案内所、授乳室・おむつ交換所、救護所の設営・管理を行うこと。
- ③ 避難経路を確保し、緊急時対応マニュアル、救護マニュアルを作成すること。
- ④ 消火器等適切な防災設備の設置をはじめとする事故防止対策を施すこと。

(6) アンケートの実施および記録作成

- ① 今後の事業改善に資するため、来場者向けに効果的なアンケートを実施すること。
- ② 効果的な手法により来場者数のカウントを行うこと。

(7) その他運営進行管理業務

- ① 来場者の誘導・整理・案内等を行うこと。なお、当日は会場の運営スタッフとして市職員も最低 10 名以上出勤し、同様の業務を行う。
- ② イベント実施に必要なスタッフの手配及び管理、各種備品等の手配を行うこと。
- ③ 千葉ニュータウン中央駅と会場間でシャトルバスを運行すること。なお、運行に必要な申請等の手続きは委託業務の中で行い、時刻表については下記を参考にすること。なお、バスについては 45 名以上が乗れる大型バスを 1 台手配すること。

千葉 NT 中央駅 北口ロータリー発	←→	木下駅前 にぎわい広場会場発
13:00		13:30
14:00		14:30
15:00		15:30
16:00		16:30
17:00		17:30
18:00		18:30
19:00		19:30
		20:30

(8) 広報宣伝業務

- ① 市は、ホームページ、SNS、駅貼りポスター、チラシ、市広報誌などで広報を行うが、さらに上記以外にも効果的な広報を提案、実施すること。
- ② 広報する際は、イベントの概要・ステージのタイムスケジュール・ステージの観覧方法・主なコーナー・問合せ先等が分かる内容とすること。
- ③ ポスター・チラシは電子データをPDFで納品すること。なお、ポスターにはイベントの内容等を記載し、チラシには会場図やタイムテーブル等を記載する。
- ④ 協賛金等を活用し事業を実施する場合には、各種広報媒体に協賛企業の企業名を掲載することができる。
- ⑤ イベントの専用ホームページを立ち上げ、イベントの広報や各種受付などを行うこと。ホームページ作成に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。
- ⑥ 来場者の円滑な誘導と会場の魅力を高めるため、効果的な看板の企画・制作・設置について提案し、実施すること。

メイン看板（1枚）：会場入口（南側）に設置。イベントのシンボルとして、来場者が記念撮影をしたくなるような魅力的なデザインとすること。

誘導看板（10枚程度）：会場周辺の主要な動線に設置。来場者をスムーズに案内するための、効果的なデザインとすること。

(9) 印刷・作成について

以下の表の内容で作成すること

	イベントポスター	イベントチラシ
班型	B2版	B4版
印刷	カラー片面印刷	カラー両面印刷
紙質	コート紙	コート紙
作成数	70枚	1000枚
納品期限	令和8年7月31日	令和8年8月31日
納品場所	印西市経済振興課	印西市経済振興課

(10) 各種申請作業等

- ① 業務の実施に当たり、官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、書類・図面等を作成し、手続きを行うこと。なお、市が行う申請作業は除く。
 - ・防火管理等に係る届出書類作成及び事務手続き
 - ・食品衛生及び飲食販売に係る届出・許可申請等に係る書類作成及び事務手続き
 - ・その他イベントに関して必要な届出書類作成及び事務手続き
- ② 法令等により手続きの代行が不可の場合はあらかじめその旨を市へ報告すること。
- ③ 手数料等の負担が生じる場合、当該手数料等は委託料に含まれるものとする。

※ 市の行う各種申請作業は下記のとおりとする。

申請内容	申請先
広場内行為許可申請書	印西市公園緑地課
河川敷地の一時使用届	利根川下流河川事務所
当日の協力依頼	印西警察署
当日の協力依頼	印西消防署
花火打上に係る協力依頼	印西市消防団
道路上作業届 (花火打上場所付近の立入禁止)	印旛土木事務所
火薬類消費許可申請書 (市及び花火打上業者で作成)	印旛地域振興事務所
煙火打上げ・仕掛け届出書 (市及び花火打上業者で作成)	印西消防署
道路占用許可申請 (バス停看板)	印西市道路管理課
同意願い届	印旛沼漁業協同組合

7. 役割分担

本業務における市と受注者の役割分担を下表のとおり整理する。

業務区分	市 (発注者)	受託者
全体調整	事業全体の統括、関係各課との調整、祭礼関係者との合意形成	イベント全体の企画・制作・運営、市との綿密な協議等
花火関連	打上場所の整地・草刈、県や消防署など関係機関への申請手続き、安全対策、警備連携	市内花火業者との契約、打上プログラムの調整、県への申請に係る収入印紙 7,900 円の支払い
出店/出演	募集に関する広報活動 (市 HP、公式 SNS、広報誌等)	応募受付 (受付方法に関しては市と協議)、出店/出演者決定、説明会の実施、連絡調整、当日の運営管理等
会場関係	にぎわい広場の使用許可申請、印西市のマスコットキャラクター「いんザイ君」の出演、アクターの手配	会場レイアウトの設計、設営・運営・撤去の一切、仮設物 (ステージ、テント、トイレ等) の設置・管理等
警備・安全管理	印西警察署、印西消防署、消防団への協力依頼、当日の職員配置 (10 名程度を想定)、イベント保険の加入	警備計画の策定・実施、警備員の配置、救護体制の構築・運営、緊急時対応マニュアルの作成等
交通関係	駐車場の用意 (5 か所計 600 台程度)、バス停看板の設置	シャトルバスの運行手配、警備員による交通整理等

8. 業務完了報告

委託業務完了後、電子データ（PDFファイル及び加工可能な形態とすること）及び紙媒体（1部）で、委託期間終了日までに納品をすること。業務完了報告書は別紙様式のとおりとし、以下の項目の実施内容を報告すること。

- ・運営体制
- ・会場レイアウト
- ・タイムスケジュール
- ・来場者数
- ・アンケート集計結果
- ・ステージ実施結果
- ・各種コーナー出店（展）実施結果
- ・その他運営業務実施結果
- ・広報実施結果（実施した旨を証する書類を添付すること）
- ・制作物の内容
- ・その他必要な事項

9. キャンセル規程

原則として雨天でも開催するが、次の場合には市の判断により中止することがある。

- (1) 強風、豪雨等により安全に開催することが困難なとき。
- (2) 天災、事故、その他の不可抗力により、開催困難な社会状況であるとき。
- (3) その他特殊事情により、開催困難と市が判断したとき。

- ・上記(1)または(2)を事由とする中止の場合

市は受託者に対し、市が中止の通知をした時点までに、受託者が受託業務を履行するために要した費用を支払う。

- ・上記(3)を事由とする中止の場合

市が受託者に中止を通知した時点に応じて、契約額に対する以下の割合を基本として、中止通知の時点までの受託業務の出来高に応じて、市と受託者が協議の上で決定した報酬を支払う。

通知日	委託者の負担割合
91日前まで	15%
90日前～61日前まで	30%
60日前～31日前まで	40%
30日前～15日前まで	50%
14日前～5日前まで	60%
4日前	70%
3日前	80%
2日前	90%
前日および当日	100%

10. 著作権の譲渡等

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作権者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、市及び市の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 市は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、市の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として市に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、①～⑤の規定を準用する。

11. その他の留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、市と協議又は打合せを綿密に行うとともに、市の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、市の求めに応じ実施するものとし、場所については、市の指示に従うものとする。
- (2) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、市に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。
- (3) 市が求める資料を作成の上、紙及びデータで提出すること。作成部数、データ形式等に関しては、市の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、市と協議の上、市の指示に従うこと。
- (5) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、市と協議すること。
- (6) 制作物等は原則環境配慮物品を使用すること。